

《上級専門家認定審査の受審を希望される方へ》

上級専門家認定審査の受審を希望される方は、以下の各書類を準備し、事務局に送付してください。

※ 認定審査を受けることができる者

日本産業衛生学会産業保健看護専門家制度に係る規程第9条第5項又は第6項に定める条件を満たす者。

I. 上級専門家認定審査受審申請（保健師・看護師）

1. 産業保健看護上級専門家 認定審査受審申請書（様式第12号-3）
 2. 審査手数料（手数料10,000円＋消費税）受領証（写）：様式第12号-3の裏面に貼付
 3. 履歴書（様式第9号）
 4. 実務経験報告書（様式第1号）又は実践活動報告書（様式第7号）
専門家として登録後、産業保健看護に係る実務経験若しくは実践活動が合わせて5年以上であること
 5. 研修単位報告書（様式第2号-1）及び研修内容報告書（様式第2号-2）
継続研修を20単位（専門研修16単位、実地研修4単位）履修しており、うち産業看護総論については2単位以上履修していること
 6. 業績報告書（様式第4号：抄録・論文の写しも提出）
→ 次のいずれかを満たす論文等が合計3論文以上あり、うち1論文は筆頭著者若しくは第一発表者であることとする
 - 日本産業衛生学会（総会）、全国協議会、各地方会学会、各部会主催の学術集会のいずれかにおいて演題の発表実績があること
 - 産業衛生学雑誌、Journal of Occupational Health 又は Environmental and Occupational Health Practice での発表実績があること
 - 日本産業衛生学会ホームページに GPS:Good Practice Samples の発表実績があること
 7. 学会活動報告書（様式第5号：参加証の写しも提出）
→ 正会員として、次の学会活動を行っていることとする
 - 日本産業衛生学会（総会）、全国協議会出席を2ポイント、各地方会学会、各部会主催の学術集会出席を1ポイントとし、5年間で、8ポイント以上あること
 8. 社会貢献報告書（様式第6号：委嘱状等の写しも提出）
産業保健看護に係る社会貢献を行っていること
- ※ 審査の結果、受審資格が満たされていないと判定された場合であっても、一旦納付された審査手数料は返還しない。